

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
5月1日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（こども家庭課）……………一
- 山口県山口宇部空港管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）……………二
- 告示
指定代理納付者の指定（税務課）……………三
- 歳入の収納の事務の委託（税務課）……………三
- 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならない区域の指定（環境政策課）……………四
- 公告
契約の締結（税務課）……………四
- 公安委公告
一般競争入札の実施……………四
- 企業管理規程
山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程……………六



山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月一日

山口県知事 村岡嗣政

山口県規則第二十四号

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山口県青少年健全育成条例施行規則（昭和三十三年山口県規則第一号）の一部を次のように改正する。
第九条中「次に掲げる要件」を「未成年者でないこと」に改め、同条各号を削る。
別記第六号様式中

第3号様式(第4条関係)

着陸料等徴収猶予申請書

年 月 日

山口県山口宇部空港事務所長 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(電話) 局 番)

下記のとおり着陸料等の徴収の猶予を受けたいので、地方自治法施行令第171条の6の規定により申請します。

記

徴収の猶予を受けようとする着陸料等の額	着陸料	円
	停留料	円
合計		円
徴収の猶予を受けようとする理由		
徴収の猶予を受けようとする期間	年 月 日から	日まで
その他参考事項		

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和二年五月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
株式会社やまぎんカード 下関市細江町二丁目二番一号
株式会社トラストバンク 東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号
- 二 指定代理納付者に納付させる歳入
つながる。やまぐち応援寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 三 指定の期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間

山口県告示第百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和二年五月一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 委託に係る取扱歳入金の種類
つながる。やまぐち応援寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 二 委託を受けた者の名称及び所在地
株式会社トラストバンク 東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号
- 三 委託の期間

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間

山口県告示第百五十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和二年五月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五五の四の一部、四五五五の二一の一部、四五五五の一五の一五の一部、四五五五の一六の一部、四五五五の一八の一部、四五五五の一九の一部、四五五五の二〇の一部、四五五五の二二の一部、四五五五の二七の一部、四五五五の二八の一部、四五五五の二九の一部、四五五五の三〇の一部、四五五五の三三の一部、四五五五の三四の一部、四五五五の三七の一部、四五五五の三八の一部、四五五五の三九の一部、四五五五の四〇の一部、四五五五の四三の一部、四五五五の四五の一部、四五五五の四六の一部、四五五五の四八の一部及び四五五五の四九の一部並びに同市臨海町六の一部

二 特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。



(二〇九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年五月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

岩国県税事務所 岩国市三笠町二丁目一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 四百七十八万九千五百五十二キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年三月十六日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社イーセル 広島市西区井口五丁目六番四号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

七千九百九十四万二千五百二十二円

七 入札公告日

令和二年一月二十八日

八 その他

(一) 契約担当者

岩国県税事務所長 飯田 恭丈

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和二年五月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

交通規制情報管理システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

令和三年三月一日から令和八年二月二十八日までの間

(四) 使用場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和二年山口県告示第三十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和二年五月一日から同年六月十六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(五) 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部企画課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(一) 提出場所

山口県警察本部交通部企画課

(二) 受領期限

令和二年六月十五日午後三時(入札書を持参する場合は、令和二年六月十六日午後一時三十分)

(三) 入札を執行する場所及び日時

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(四) 日時

令和二年六月十六日午後一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和二年六月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通企画課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic Regulatory Information Management System, 1 set
- (3) Delivery period: From March 1, 2021 to February 28, 2026
- (4) Delivery place: The place where a person in charge of the contract will indicate
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Planning Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. June 15, 2020 (If brought in person: 1:30 P.M. June 16, 2020)



山口県企業管理規程第八号

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年五月一日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

山口県工業用水道条例施行規程の一部を改正する管理規程

山口県工業用水道条例施行規程(昭和四十年山口県企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(料金の徴収猶予の申請)

第十三条の二 使用者は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十一条の六の規定により料金の徴収の猶予を受けようとするときは、徴収猶予申請書(別

記第八号様式の二)を管理者に提出しなければならない。
別記第八号様式の次に次の一様式を加える。

第8号様式の2 (第13条の2関係)

山口県公営企業管理者 様

年 月 日

使用者 住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名) 印

徴 収 猶 子 申 請 書

下記のとおり料金の徴収の猶子を受けたいので、地方自治法施行令第171条の6の
規定により申請します。

記

1 徴収の猶子を受けようとする料金

使 用 月 年 月 分
料金の額 円

2 徴収の猶子を受けようとする理由

3 徴収の猶子を受けようとする期間

年 年 月 月 日から 日まで 間

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

この管理規程は、令和二年五月一日から施行する。

令和二年五月一日
発行

発行人

山口県知事